

第22号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和46年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第9号中「農業技術センター、中山間地域研究センター、農業大学校、中海干拓営農センター又は花振興センターに勤務する職員」を「中山間地域研究センター、東部農林振興センター、農業技術センター又は農業大学校に勤務する職員（東部農林振興センターにあっては、人事委員会規則で定める職員に限る。）」に改め、同項第15号中「隠岐支庁土木建築局、益田土木建築事務所」を「隠岐支庁県土整備局、益田県土整備事務所」に改める。

第19条第1項中「、総務部職員課」を削る。

第24条第1項第2号中「水産試験場附属漁業無線指導所に勤務する職員」を「水産技術センターに勤務する職員（人事委員会規則で定める職員に限る。）」に改める。

第32条第1項第2号中「栽培漁業センターに勤務する職員」を「水産技術センターに勤務する職員（人事委員会規則で定める職員に限る。）」に改める。

第34条第1項及び第35条第1項中「鵬丸」を「わかしまね」に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。